

お客様と社員の幸せを考える  
有限会社直江薬品  
次世代法の一般事業主行動計画

すべての社員が仕事と家庭を両立し、健康な心身で働き続けられる職場環境を目指して、一般事業主行動計画を策定します。

期間：令和3年8月1日から令和6年7月31日まで（3年間）

目標：全社員が年次有給休暇を当年付与分について、**80%以上**取得する  
（R3.7 現在：最多取得 71.4%、最小取得 32.5%）

取組内容・時期

令和3年8月から 個人面談を行い、職場環境についてヒアリングする  
（毎月）

就業規則に、以下の制度を導入する

- ①時間単位の有給休暇制度
- ②即日対応の始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

令和3年10月から 営業職の採用活動を行い、有給休暇を取得しやすい環境を整備する